

## 次世代住宅ポイント対象住宅証明書の 発行業務の開始について

2019年3月26日  
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングでは、申請者の利便性を確保するため次世代住宅ポイント対象住宅に求められる性能を有していることを審査し証明書を発行する業務を2019年4月1日から開始します

### 1 次世代住宅ポイントと住宅証明書

2019年10月の消費税率の引き上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、税率10%で一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行することとなっています。新築住宅においては、自ら居住することが要件の一つであり、また、その新築住宅が2で示す一定の性能を有していることが必要です。

ベターリビングでは、申請者等の利便性を確保するため、次世代住宅ポイント対象住宅に求められる性能を有していることを審査し証明書を発行する業務を2019年4月1日より開始いたします。

なお、一定の性能を有することの証明書としては、既にある制度等で交付・発行されている「住宅性能評価書」「BELS評価書」、「長期優良住宅建築等計画認定通知書」「低炭素建築物新築等計画認定通知書」「性能向上計画認定通知書」「フラット35S適合証明書」等でも証明書となり、当財団では全ての審査が可能となっています。

### 2 次世代住宅ポイント対象住宅に求められる性能

次世代住宅ポイントを取得するために住宅に求められる一定の性能は以下の①～⑥のいずれかのおりです。なお、技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度と同じです。

No.	性能項目
①	断熱等性能等級4
②	一次エネルギー消費量等級4以上
③	劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上の性能（共同住宅及び長屋については、一定の更新対策を含む。）
④	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上の性能
⑤	免震建築物
⑥	高齢者等配慮対策等級3以上の性能（専用部分及び共用部分）

なお、詳細につきましては、一般財団法人ベターリビングのホームページ  
(<http://www.cbl.or.jp>) でご確認ください。